平成２６年（フ）第６７１号
京都市山科区東野南井ノ上町12番地５　ヴィラ翠緑園２―Ｃ号、前住所京都市山科区東野中井ノ上町19番地の28
債務者　清水喜美栄
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県伊丹市荻野３―37―２　第五中村マンション103、住民票上の住所大阪府吹田市垂水町１丁目５番18号
債務者　岡野　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目２番地１　笹山マンション302号
債務者　吉田　義次
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
兵庫県伊丹市安堂寺町７丁目２番地１　笹山マンション302号
債務者　吉田　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番２号　市坪西団地２棟51号
債務者　岡田　健佑
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７２号
愛媛県松山市吉藤３丁目５番26号
債務者　谷水恵理子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７３号
愛媛県松山市古川西２丁目16番21号
債務者　西山麻由子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７６号
愛媛県松山市山越４丁目７番51号　シャンシュール山越５Ｆ501号
債務者　下地　裕也
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７８号
愛媛県松山市保免西３丁目２番30号　西川マンション３―201号
債務者　村上美由紀
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７９号
愛媛県松山市衣山１丁目２番11号　衣山駅前マンション508号
債務者　柳原　美和
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
福岡県直方市大字感田2235番地３　さくら荘２号
債務者　ンガサ綾乃（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１３０号
福岡県久留米市諏訪野町2136番地１、前住所福岡県久留米市合川町1352番地10　シャトーミユキ301号
債務者　江崎　正年
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９１号
佐賀県伊万里市新天町461番地５
債務者　佐藤日出夫
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第７２号
茨城県牛久市南５丁目48番地24
債務者　菊地　　真
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
茨城県北相馬郡利根町大字中谷519番地、前住所茨城県鹿嶋市大字角折2921番地　ニューはまなすＡ―102
債務者　吉濱　和祥
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
茨城県稲敷市上君山2744番地11
債務者　鈴木　健太
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係